## 西村あさひ法律事務所



# AI 社会7原則が企業行動に与える影響 - 説明責任を中心に - 執筆者:松本 絢子、渡邉 純子

### 1 AI 社会 7 原則とは

AI の活用による社会変革により、日本の経済成長率は 2030 年まで年平均 2.4%を達成、世界の GDP は 14%まで急増するといわれています。米国がいわゆる GAFA と呼ばれる巨大IT企業を中心として AI 開発を牽引していますが、中国では国家主導で AI 推進の施策がとられるとともに、いわゆる BAT と呼ばれる大手 IT 企業を中心に AI 関連の投資が活発に行われており、米国を猛追している状況といわれています。このような世界の動きに追随すべく、日本においても AI の実用化に向けて多方面で様々な研究・実証実験が行われており、AI があらゆる企業活動に当たり前に取り入れられる時代も遠くない未来といえます。

もっとも、AI は、ものによって自律性の程度に差はあるものの、人間の判断を介することなく、完全に自律的な判断によって現実 世界に作用するものもあり、裏を返せば人間には制御不能となることも考えられます。また、対象となるシステムが複雑化し、高 速・大容量になるほど、人間の手には負えなくなり、AI のシステム内で何が起きており、どのようなプロセスで AI の判断がなされ たのかということを人間が細かく理解できないという事態が想定されます。

そのため、AI の開発・利用により事故が発生したときに誰が責任を負うのか、すなわち、AI の背後にいる人間に AI による自律的な判断の結果に対する責任を問うことはできるのかという根本的な疑問が生じます。これは人間が物事を判断していた従前とは前提が異なる新たな法律問題を生じさせ、不明確な点も多いことから、新たなルール作りの必要性が生じており、世界各地の様々な機関により AI に関するルールが目まぐるしく議論されている状況です。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Google、Apple、Facebook、Amazon の 4 社をいう。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Baidu、Alibaba、Tencent の 3 社をいう。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

ただし、必要以上に人々の不安を煽り、急速に進む AI の開発・利活用を阻害しないよう、現時点において法律など(いわゆるハードロー)による規制ではなく、ベストプラクティスの共有や非規制的・非拘束的な指針など(いわゆるソフトロー)により、多様なステークホルダー間において国際的な合意形成を図ることが重要であると認識されており、日本においても、ガイドラインや指針の策定が優先課題として位置づけられています。

こうした動きの中で、内閣府では産学民官の連携を活かした調査・検討をテーマに「人間中心の AI 社会原則検討会議」(以下「人間中心会議」といいます。)が本年 5 月から開催されております。そして、本年 12 月には当該会議により策定された「人間中心の AI 社会原則」の素案の内容が、以下のとおり報道されております。

- ① 人間中心の原則···AI は人々の自由拡大や多様な幸せのために使われる。AI の提案は人が判断する。
- ② 教育・リテラシーの原則・・・すべての人が AI を正しく理解し、便益を得られるよう教育の機会を平等に提供する。
- ③ プライバシー確保の原則・・・個人情報を本人の望まない形で流通させたり、利用したりしない。
- ④ 安全性確保の原則…サイバー攻撃や情報流出で安心・安全が損なわれてはならない。
- ⑤ 公正競争確保の原則・・・特定の国や企業がデータを独占したり、AIによって富が一部に偏ったりしてはならない。
- ⑥ 公平性、説明責任、透明性の原則・・・AI の利用によって差別があってはならない。AI の動作について可能な限り説明責任を果たす。
- ⑦ イノベーションの原則・・・人材や研究の国際化・多様化を進める。国境を超えてデータを相互利用できる仕組みを作る。

この原則案は、本年 12 月の人間中心会議第 8 回会合でとりまとめられ、公開 ⁴された後、パブリックコメントに付された上で、来年の 3 月には、修正・追記された原則が公開され、来年 6 月に大阪で開催される G20 サミットで発信することが目標とされています ⁵。

今回は、上記①~⑦のうち、今後、AIを開発又は利活用する全ての企業が知っておくべきといえる、⑥の説明責任について取り上げます。

#### 2 説明責任について

#### (1) 説明責任の重要性 - 誰が説明責任を負うのか -

AI の開発及び利活用の促進並びに AI ネットワーク化の健全な進展のためには、AI に対する社会全体の理解が必要で、社会的受容性を醸成することが重要であることから、説明責任(アカウンタビリティ)の原則が掲げられています <sup>6</sup>。AI の利用者に対して適切な説明が行われることによって透明性が確保され、人々が安心して AI を使えるようになることを企図しています。

AI ネットワーク社会推進会議報告書 2018 によれば、(i)開発者が利用者に対して 7、また、(ii)利用者のうち AI サービスプロバイ

<sup>3</sup> 平成 30 年 7 月 17 日付 AI ネットワーク社会推進会議「報告書 2018-AI の利活用の促進及び AI ネットワーク化の健全な進展に向けて一」(以下「AI ネットワーク社会推進会議報告書 2018」といいます。)67 頁

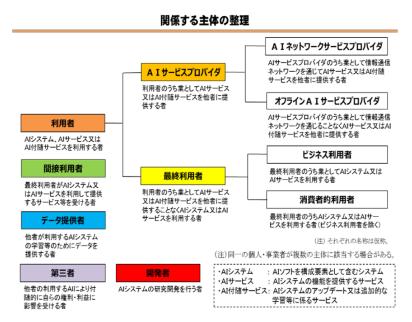
<sup>4</sup> 平成 30 年 12 月 28 日時点では、AI ネットワーク社会推進会議によるウェブサイト上での正式な公表はなされていません。

<sup>5</sup> 人間中心会議第6回・第7回配布資料「今後のスケジュール」参照

<sup>6</sup> AI ネットワーク社会推進会議報告書 2018 76・77 頁参照

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> AI ネットワーク社会推進会議から平成 29 年 7 月 28 日付で公表された「国際的な議論のための AI 開発ガイドライン案」において提言されているアカウンタビリティの原則における主体をいいます。

ダ及びビジネス利用者(業として AI システム又は AI サービスを利用する者)が、消費者的利用者及び間接利用者(最終利用者が AI システム又は AI サービスを利用して提供するサービスを受ける者)を含むステークホルダーに対して <sup>8</sup>、それぞれ説明責任を 負うことが想定されています。関係する主体については以下をご参照ください。



出典: AI ネットワーク社会推進会議報告書 2018 51 頁

#### (2) 説明責任の具体的内容

説明責任の具体的な内容については、どこまでの説明を求めるべきか意見が分かれており、未だ確立した議論はありません。。

現代の AI の特性の一つとして、人間が逐一コンピュータにルールを教えなくても、コンピュータプログラムが勝手にデータから学習して判断や推論を行う「機械学習」がありますが、この機械学習のうち最も注目を浴びている「ディープラーニング(深層学習)」は、大量のデータを与えることで、人間の指示なしに機械が自動的にデータから特徴自体を抽出・学習する、人間の脳神経回路をプログラム上でモデル化したものとされています。このディープラーニングなどについては、開発者自身も予期できない動きをする可能性があり、そもそも、人間が必ずしも AI の判断のプロセスの全て(どうして AI がその結論に至ったのか)を説明できるわけではない、いわゆる「ブラックボックス化」を完全に否定することはできないという開発者側の意見もあります。

そのため、説明責任をあまり強く求めすぎると AI の開発・利活用に萎縮効果が生じてしまうことから、説明責任の範囲はセンシティブで重要なポイントであるという指摘もなされているところです <sup>10</sup>。

よって、利用される技術の特性及び用途に照らして、どのような場合に、どの程度、説明可能性を確保することが適当かという

<sup>8</sup> AI ネットワーク社会推進会議から平成30年7月17日付で公表された「AI 利活用原則案」におけるアカウンタビリティの原則における主体をいいます。

<sup>9</sup> 単に説明をするだけではなく、説明を受けた利用者が、当該説明により AI のベネフィットや AI の行動、動きについて納得できるというところまで保証するのでなければ、本当の意味で説明責任を果たすことにはならないものの、他方で、人間の力で説明できる範囲は限られており、説明自身も AI の力に頼るような「説明責任の実装」も考えざるを得ないと思われるが、これは諸外国を通してあまり議論されていないようであるという指摘もあります(人間中心会議第3回議事録27・28頁[中川構成員発言]参照)。

<sup>10</sup> AI ネットワーク社会推進会議第 9 回議事概要 4 頁[北野構成員発言]参照

観点を意識する必要があり、対応可能な範囲で説明を行えるようにしていくということが現実的な対応であるといえます。

つまり、開発者側が、AI の利用に際して事故が生じた際に全ての原因を説明する責任を負うというものではなく、AI が何故そのような判断をしたのかが人間の脳では解らない範囲に及ぶとしても、少なくとも、開発者側は、AI がどのように動いていたのかというログ(証跡)を残し、後から利用者が第三者機関を介するなどして全容解明を試みることができるようにすることが、利用者の観点からは重要であると考えられます <sup>12</sup>。

利用者の利益の保護の観点から、開発者や AI ネットワークサービスプロバイダから利用者に対する、以下のような情報の自発的な提供についても、検討課題とされています <sup>13</sup>。

- ・ AI のシステム又は AI ネットワークサービスの技術的特性に関する情報
- · AI の継続的なアップデートへの対応の必要性に関する情報
- ・ その他リスクの顕在化又は波及の抑止に資する情報

また、AI サービスプロバイダ及びビジネス利用者は、消費者的利用者や間接利用者らが AI の利活用について、適切に認識することのできるよう、AI に関する利用方針(具体的には、AI を利用している旨、適正な利活用の範囲及び方法、利活用に伴うリスク、相談窓口など)の通知又は公表も論点として掲げられています <sup>14</sup>。

#### (3) 事故発生時等の責任分担

(2)の説明責任と関連して、事故の発生時等、AI システムのリスクが顕在化した場合の責任の分配の在り方が、実社会で AI を 今後実装していく際の実務上の最重要論点の 1 つとなります。

一般論として、民事責任の考え方については、原則として過失ある主体が責任を負うものとされ、製造物については、そこに欠陥があれば製造者が責任を負うということになります。

しかし、AI の場合には、個別の利用者による利用の段階において、具体的にどのようなデータを学習させるかによりアウトプットも異なってくることが想定されているのが特徴です。また、上述のように、AI は人間を介さずに自ら学習することを特徴とするため、開発者自身も、AI の判断過程の全てについて説明責任を果たすことは難しいという特性があります(AI の判断過程がブラックボックス化することで、開発者の予見可能性が確保されないという問題)。

そのため、AI の利用に際して事故が起きた場合は、事故の経緯や責任の所在の特定が困難になることが予想され、開発者・利用者・データ提供者の責任分担に関する考え方が通常のシステム開発・利用に比して一段と難しくなると思われるため、予め、各ステークホルダーの責任分界点を可能な限り明示し、責任の適切な配分についての枠組みを作って、予測可能性を担保しておく

<sup>11</sup> AI ネットワーク社会推進会議第 9 回議事概要 4 頁[堀幹事発言]参照

<sup>12</sup> AI ネットワーク社会推進会議第7回議事概要5頁[岩本構成員発言]、「座談会 情報法制の可能性について -AI をめぐる動向を中心に-」『情報法 制研究』2017年第1号、122頁・123頁参照

<sup>13</sup> AI ネットワーク社会推進会議報告書 2017 53 頁

<sup>14</sup> AI ネットワーク社会推進会議報告書 2018 65 頁

ことが重要であると指摘されています 151617。

また、責任主体を誰か 1 人だけに特定する必要はなく、複数の者に責任が重畳的に発生するということも十分にあり得ると考えられます <sup>18</sup>。例えば、AI は大量のデータを元に学習することが特徴ですが、データ提供者の提供したデータの内容・選択に不備があった場合のデータ提供者の責任、AI のソフトウェア開発者の責任、当該ソフトウェアを組み込んだ最終製品(有体物)の製造メーカーの責任などが重畳的に適用されることが考えられます。

このように、AI に関しては、開発者、サービスプロバイダ、データ提供者などの多くのステークホルダーが関わることが想定されるので、これらの者がいかなる責任を負うかという論点に関する「過失」や「欠陥」の検討に際しては、各自が、上述の説明責任を含む各 AI 社会原則に従っていたかという点が非常に重要な要素になってくるとの指摘もなされているところです 19。

したがって、説明責任の原則についても、各開発者及びサービスプロバイダにおいて、事故が生じた際の責任軽減の観点にも鑑み、AI 社会原則により示されるソフトローに従って、できる範囲で説明責任を果たすということを念頭に、AI の開発・利活用を進めていくことが肝要であるといえます。

#### (4) 終わりに

AI が人間社会の産業構造を大きく変える時代が到来したとしても、あくまで人間が AI を利用しその便益を享受するという「人間中心の AI 社会」を念頭に、AI は人間には制御不能であるから責任を負わないというのではなく、最終的には人間が何らかの責任を負うべきことに変わりはないとの考え方が提唱されています。

AIの開発・利活用については、関連する法的論点に関する枠組み自体が未整備の状態であり、先行しているガイドラインなどのソフトローの具体的な運用についても今後のさらなる議論が待たれるという状況ですが、人間中心会議でも議論されているように、今後の AI の活発な開発・利活用を阻害しないような形で、社会的受容性を醸成できる説明責任の原則の枠組みが確立し、予測可能性が担保されることが期待されます。

よって、今後確定する AI 社会原則の内容やその他のガイドラインの策定の注視が必要ですが、開発者やプロバイダなどの AI システム利用者としては、AI の技術の特性及び用途に照らして、対応可能な範囲で、説明責任を果たせるように準備をしておくことが法務の観点からは重要であると考えられます。

以 上

<sup>15</sup> 人間中心会議第 5 回議事録 29・30 頁、第 6 回議事録 39・40 頁[福岡構成員発言]参照

<sup>16</sup> なお、責任配分に関する枠組みの策定の必要性については意見が一致しているものの、やはり、ディープラーニングは責任分界点が非常に明示 しにくいという観点もあり、そのような場合には、強制保険のような制度の導入も考えられるという指摘もあります(人間中心会議第 6 回議事録 41 頁[大屋構成員発言]参照)。

<sup>17</sup> 最終的に人間が責任を負うシステムの運用がやはり重要であり、システムデザインにおけるルール設定の継続的な監視や内部監査、AI の研究開発における様々な透明性を含むルール設定、これらを担保するためのプロセス、研究開発におけるプロセスが、各利害関係者の責任分担を考える上で、非常に重要な要素であるとの指摘もされているところです(人間中心会議第4回議事録12頁[田丸氏発言]参照)。

<sup>18</sup> AI ネットワーク社会推進会議第9回議事概要5頁[小塚構成員発言]参照

<sup>19</sup> AI ネットワーク社会推進会議第 9 回議事概要 5 頁[小塚構成員発言]参照



西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

a\_matsumoto@jurists.co.jp

2005 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2012 年ノースウェスタン大学ロースクール卒業(LL.M.)後、2012-2013 年にニューヨークの米国三菱商事会社および北米三菱商事会社に出向。国内外の M&A や企業組織再編のほか、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、その他企業法務一般を幅広く扱う。



わたなべ じゅんこ 西村あさひ法律事務所 弁護士

渡邉 純子 j\_watanabe@jurists.co.jp

2011 年弁護士登録、2012 年西村あさひ法律事務所入所。ベトナムを中心とするアジア新興国における M&A、一般企業法務等、日系企業の進出案件や進出後の事業展開に関する業務に数多く携わる。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは〈https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters〉に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: https://www.jurists.co.jp

© Nishimura & Asahi 2018